

# 奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和元年12月  
青少年・社会活動推進課

## 1 改正の背景、理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）が本年6月7日に成立し、同法により、成年被後見人又は被保佐人を資格・職種・業務等の対象から一律かつ絶対的に排除する欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等がある者の適格性を個別的かつ実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断することとされた。

同法において、180程度の法律の欠格事由等について改正され、省令においては、その具体的な内容について、各資格等の業務を適正に行うに当たって必要な、認知（外界を認識すること）、判断（物事の是非善悪を考え定めること）、意思疎通（自らの考えを的確に相手に伝えること）に係る能力が備わっているか否かを基準に判断することとされている。

上記を踏まえ、本県青少年の健全育成に関する条例施行規則（昭和52年奈良県規則第59号。以下「規則」という。）に規定されている欠格条項についても改正することとした。

## 2 改正の概要

規則第6条に規定する図書類自動販売管理者の資格要件より、「成年被後見人」及び「被保佐人」でないことを削除する。

ただし、規則第6条第2号において、図書類自動販売管理者の資格要件として、「適正に図書類を管理できる者であること」と規定しており、図書類自動販売管理者の管理能力は従来通り担保することができる。

## 3 施行期日等

公布の日から施行する。

### 奈良県青少年の健全育成に関する条例

#### （図書類自動販売管理者の設置）

第24条 自動販売機による図書類の販売を業とする者（以下「図書類自動販売業者」という。）は、図書類を販売するため設置する自動販売機ごとに、図書類の販売を管理する者（以下「図書類自動販売管理者」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する図書類自動販売管理者は、規則で定める要件を備えていなければならない。

### 奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則

#### （図書類自動販売管理者の要件）

第6条 条例第24条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。

(2) 当該図書類自動販売機を設置する市町村の区域内に居住し、適正に図書類の販売を管理できる者であること。